



茨城県報

号外第 37 号

令和 3 年 (2021年) 3 月 29 日

月 曜 日

目 次

条 例	ページ
●茨城県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	2
●茨城県行政組織条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	2
●職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	2
●職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	3
●茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例 (財政課)	3
●茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (財政課)	4
●茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例 (計画推進課)	41
●茨城県特定非営利活動促進法施行条例及び茨城県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (女性活躍・県民協働課)	41
●茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例 (環境対策課)	42
●茨城県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 (オリンピック・パラリンピック課) ..	42
●茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (厚生総務課)	42
●茨城県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	43
●茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例 (生活衛生課)	43
●介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を 改正する条例 (長寿福祉推進課)	54
●社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (福祉指導課)	78
●児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部 を改正する条例 (障害福祉課)	78
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業 等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (障害福祉課)	86
●茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例 (子ども未来課)	98
●茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例 (青少年家庭課)	98
●つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業施行規程を定める条例を 廃止する条例 (宅地整備販売課)	98
●茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (労働政策課)	99
●茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (労働政策課)	99
●茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (技術革新課)	100
●茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (技術革新課)	102

茨城県条例第11号

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例（平成 8 年茨城県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 2 項の表中「整形外科」の次に「脳神経外科」を加え、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第12号

茨城県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

茨城県公衆浴場法施行条例（昭和 48 年茨城県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号イ中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「有機物（全有機炭素（TOC）の量）は 1 リットルにつき 8 ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は」に改め、同条第 18 号中「10 歳」を「7 歳」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 18 号の改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例を公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第13号

茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例

（茨城県食品衛生法施行条例の一部改正）

第 1 条 茨城県食品衛生法施行条例（平成 11 年茨城県条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条において改正法第 1 条の規定による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 50 条の 2 第 2 項に規定する公衆衛生上必要な措置について定められた基準とされる改正法第 1 条の規定による改正前の食品衛生法第 50 条第 2 項の規定に基づく基準（以下「管理運営基準」という。）及び」を削り、「以下「法」を「昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」に、「第 51 条」を「第 54 条」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条中「全ての業種」を「政令第 35 条各号に掲げる営業（同条第 2 号及び第 6 号に掲げる営業を除く。）に、「及び」を「同条各号に掲げる」に、「とし、別表第 2」を「及び法第 13 条第 1 項の規定により定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準とし、別表第 1」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 3 条とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係） 営業施設基準

第 1 共通基準

1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具